



福岡医発第0272号 (地)
平成24年 4月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

被用者保険加入者に係る福岡市医療費助成制度の請求先の変更について

平成24年4月診療分より福岡市の被用者保険加入者分に係る医療費助成制度（乳幼児、障害者、ひとり親）の審査支払業務が社会保険診療報酬支払基金福岡支部へ変更となることにつきましては、平成24年1月26日付け福岡医発第2482号（地）並びに2月7日付け福岡医発第2586号（地）にてご連絡申し上げておりましたが、今般、福岡県国民健康保険団体連合会より本件について別紙のとおり各医療機関に通知される旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

各保険医療機関
各保険薬局
各訪問看護ステーション

} 殿

福岡県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

被用者保険加入者に係る福岡市医療費助成制度の請求先の変更について（お知らせ）

平素から本会の事業運営につきまして、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、被用者保険加入者に係る福岡市医療費助成制度（乳幼児、障害者、ひとり親）の医療費の審査支払事務については、これまで福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）で受託しておりましたが、平成 24 年 4 月診療分から社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下「支払基金」という。）へ委託されることとなりましたので、下記事項にご留意のうえ請求ください。

記

- 1 支払基金への請求開始時期
平成 24 年 5 月請求分から（平成 24 年 4 月診療分から）
- 2 福岡県内の医療費助成制度（乳幼児、障害者、ひとり親）の請求先

請求先	医療費助成制度（乳幼児、障害者、ひとり親）
支払基金	① 被用者保険加入者に係る『福岡市分』 （平成 24 年 4 月診療分から）
国保連合会	② 被用者保険加入者に係る福岡市分を除く『福岡県内市町村分』 ③ ①の平成 24 年 3 月診療以前分については、1 年間の経過措置として平成 25 年 3 月まで請求いただけます。

- 3 国の公費負担医療と医療費助成制度との併用請求について
平成 24 年 5 月から支払基金へ請求される被用者保険加入者分の福岡市分医療費助成事業制度（乳幼児、障害者、ひとり親）については、国の公費負担医療と医療費助成制度との併用請求が可能とされていますが、国民健康保険分及び後期高齢者医療分につきましては、併用請求の取り扱いができませんので、従来のとおり国の公費負担医療のみで請求ください。

【問い合わせ先】
福岡県国民健康保険団体連合会
担当地区係